

## 第3号被保険者の記録不整合問題への対応について

平成23年3月8日

厚生労働大臣

第3号被保険者の記録不整合問題（以下「本件」という。）に関して、本日、総務省年金業務監視委員会から総務大臣に対して意見書が提出され、これを受けて、総務大臣から厚生労働大臣に意見が表明された。また同じく本日、厚生労働省年金記録回復委員会において、厚生労働省としての意見を申し述べたうえで助言を受けた。その後、総務大臣と厚生労働大臣で協議を行った。

厚生労働省としては、国会における本件に関連する指摘や上述の意見書、助言の内容等を踏まえ、抜本改善策案の方向性と論点について以下のとおり整理するとともに、本件に関して関係者の処分を行うこととする。

### I. 抜本改善策案の方向性と論点

1. 抜本改善策は、法律により対応する。
2. 「被保険者（20～59歳）である人」の場合

#### （ア）受給資格期間の特例創設（「カラ期間」の導入）

対象者の老後生活に甚大な不利益を与えないため、（イ）の特例追納が困難な場合も、その納付されなかった期間を25年の年金受給資格期間に含めて算定する特例（年金額の計算には用いない「カラ期間」とする）を設けることを検討する。

(イ) 上記によりカラ期間となった期間への特例追納の実施

被保険者は、3号から1号に訂正し、訂正の時点で時効により保険料を納められなくなった全期間（過去の訂正による期間を含む）にわたって、保険料を追納することができるようにすることを検討する。

ただし、一挙に保険料を納付することが困難な場合は分割納付を認める等の配慮を検討する。

<主な論点>

- 分割納付の期間、方法をどうするか。
- 追納の保険料の水準をどうするか。

3. 「年金裁定により既に受給者（60歳以上）となっている人」の場合

- ・受給資格期間の特例創設（「カラ期間」の導入）、その期間への特例追納の実施は、2. のケースと同様とする（過去に記録を訂正していた期間も、2. と同様に含まれる）方向で検討する。

<主な論点>

- 過去に支払われた年金について、返還を求めるか。
- 将来の年金額を減額するかどうか。

(論点の検討に当たっての留意事項)

- ・被保険者の取扱いとの公平性
- ・現に年金を受給している者の年金を減額することの法制上の可能性
- ・既に裁定された年金を基礎に老後の生活設計を行っている高齢者

の生活の安定

- ・不整合を見つけられる者とどうしても見つけられない者が存在する中で、見つけられた者だけの不利益変更となること

#### 4. 「運用3号」通知の留保の解除及び廃止

(ア) 本日付で、「運用3号」通知の留保を解除し、通知を廃止する。

(イ) 本年1月1日(昨年12月15日以降受付)から2月24日までの間に「運用3号」通知に基づき裁定された者については、3月随時払い以降、既裁定額を支給する。ただし、本件の抜本改善策が1月1日に遡及して実施されることとなる場合には、再裁定額と既裁定額の差額を調整することを検討する。

(ウ) 今後の新規裁定請求(2月24日までに裁定されていなかった受付済みの裁定請求を含む。)については、「運用3号」通知の廃止の後、「運用3号」通知が発出される以前の本来の取扱いにより裁定を行った上、3.の対象とすることを検討する。

5. 上記の措置は、法改正施行後「3年間の時限措置」とすることを検討する。

- ・「年金確保支援法案」の衆議院修正の趣旨を踏まえ、今回の特例措置を受けるための申し出ができる期間は、法改正施行後3年間に限るものとすることを検討する。

<主な論点>

○3年の間に広報や勧奨を十分行ったとしても、事実関係の確認が困難で、期間内に記録の訂正ができないケース（例えば、過去に健保組合加入の会社員の配偶者がパート等の収入が増え被扶養を外れたこと）がある。

6. 将来に向けて、第3号被保険者の記録不整合問題が発生しないようにするための措置について検討する。

II. 本件に関する処分

本件についての大臣の監督責任、事務局の業務遂行に関して不適切な点があったことから、本日付けで関係者を処分する。

以 上